

令和 8 年度

消防団用指令自動車

仕 様 書

富士河口湖町

消防団用指令自動車仕様書

第1 総 則

- 1 この仕様書は、富士河口湖町（以下「発注者」という）が令和8年度に購入する消防団用指令自動車（以下「車両」という）について、本体、艤装、性能及びこれらに関する一切の仕様について定める。
- 2 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。また、車体は常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 3 車両及び装備品はすべて新規製品のものであること。
- 4 各部に使用する材料、部品については、特に指示する物以外はすべて日本産業規格品（産業標準化法昭和24年法律第185号）又は、これらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであること。

第2 仕様打合せ及び製作上の疑義等

- 1 受注者は、契約後、仕様書詳細について発注者担当職員と打合せを行い、障害が生じないようにすること。
- 2 前項の結果をもって、製作前図書等を発注者に提出し、承認を受けた後で制作に着手すること。
- 3 受注者は、契約後、製作に当たりこの仕様書を変更する必要がある場合には、発注者と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- 4 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 5 受注者は、設計、製作、材料及び部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

第3 提出書類

- 1 製作に先立ち次のものを各1部提出し、「発注者」の承認を受けること。
 - (1) 艤装5面図
 - (2) 製作工程表
 - (3) その他発注者が指示するもの
- 2 車両納入時に次のものを各1部提出すること。
 - (1) 完成図（最終艤装5面図）
 - (2) 自動車検査証の写し
 - (3) その他発注者が指示するもの

第4 検 査

完成検査は、ナンバー登録及び緊急指定車両登録を完了させた後、装備品並びに車

両、資機材の検収を発注者の指定場所において、発注者検査員及び担当職員立会いのものと行う。発注者が合格と認めた場合、引き渡しを受けるものとする。

第5 保 証

保証期間は納入後1か年とする。ただし、保証期間経過後であっても設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて修理又は製品の取り替えを行うこと。

第6 登録手続き等

受注者は、車両が完成した時は陸運支局の行う新規登録検査に合格させるものとし、その手続き及び費用を負担するものとする。

第7 車両仕様

1 車種及び仕様

- (1) 車名 マツダ CX-5
- (2) グレード S 4WD (地上デジタルTVチューナーレス仕様) 5人乗り
- (3) 車体色 ソウルレッドクリスタルメタリック

2 付属品・装備品

- (1) フロアマット 全席
- (2) アクリルバイザー 全窓
- (3) 追加スマートキー 1個 (メカキー+トランスミッター)
- (4) ドライブレコーダー (全方位又は前方・後方の撮影機能を有するもの)
- (5) ETC2.0 車載器 (セットアップ含む)
- (6) スタッドレスタイヤ (装着した状態で納車すること)
- (7) 散光式警光灯 (別添写真と同程度の形状のもの)
- (8) 防雪カバー
- (9) サイレンアンプ (セパレートタイプ、スピーカー・マイク設備一式)

第8 艤 装

赤色回転灯、電子サイレンスピーカー及び標識灯は一体型とし、キャビン上部に取り付けること。

第9 表示文字

車両の両側面に次のとおり表示を行うこと。

「富士河口湖町消防団」

第10 その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては、契約金額の範囲内で装備すること。

第 1 1 入札金額

入札書に記載する金額は、車両本体及び装備品に係る一切の費用に販売諸費用（重量税・自賠責保険・リサイクル料等の消費税非課税費用を含む。）を含めた消費税込みの総額に記載するものとする。

第 1 2 納入場所 富士河口湖町役場

第 1 3 納入期限 令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

現行車両 散光式警光灯

